

神奈川県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、次の1から6までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から第3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）（以下「基金実施要綱」という。）の別紙1（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という。）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「障害福祉分野就職支援金」という。）を貸し付ける事業

6 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 貸付計画の承認

県社協は、本事業を実施するにあたり貸付計画を作成し、県の承認を受けるものとする。
また、当該計画を変更する場合においても県の承認を受けるものとする。

第4 用語の定義

この要綱において、次の各号のとおり用語を定義する。

- 1 この要綱において「返還免除対象業務」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務をいう。
- 2 この要綱において「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業所をいう。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等、（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者をいう。
- 3 この要綱において「障害福祉職員」とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者をいう。
- 4 この要綱において「福祉系高校」とは、法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指

定したものをいう。

- 5 この要綱において「福祉系高校修学資金」とは、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、貸付ける修学資金をいう。
- 6 この要綱において、「返還充当資金」とは、福祉系高校修学資金を貸付け、その後、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）（以下「基金実施要綱」という。）の別紙1の福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金をいう。
- 7 この要綱において「充当資金返還免除対象業務」とは、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（基金実施要綱の別紙1の第7に掲げる範囲）を除いた業務をいう。
- 8 この要綱において「返還免除対象業務等」とは、第1の1、3および6に掲げる事業にあつては、1の「返還免除対象業務」を、同2に掲げる事業にあつては、7の「充当資金返還免除対象業務」を、同4に掲げる事業にあつては、2の「介護職員等」が行う業務を、同5に掲げる事業にあつては、3の「障害福祉職員」が行う業務をいう。

第5 介護福祉士修学資金貸付事業

第1の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。
 - （1）次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に住民登録をしている介護福祉士養成施設の学生であつて、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - イ 県内の介護福祉士養成施設の学生であつて、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - ウ 介護福祉士養成施設の学生となつた年度の前年度に県内に住民登録していたものであり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであつて、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - エ アからウに限らず、介護福祉士養成施設を卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者
 - （2）次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの
 - ア 学業成績等が優秀と認められる者
 - イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者
- ただし、3の（3）の国家試験受験対策費用及び3の（4）の生活費加算の貸付対象

者は、それぞれ、次のア及びイに定める者に限る。

ア 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

イ 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると県社協会長が認める世帯の世帯員である者

- 2 貸付期間は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間とする。
- 3 貸付額は月額 50,000 円以内の貸付対象者が希望する額とする。ただし、次の（１）から（４）に定める額を、加算することができる。
 - （１）入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000 円以内
 - （２）就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000 円以内
 - （３）国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内
 - （４）生活費加算 別表のとおりとする。（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

第 6 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

第 1 の 2 の「福祉系高等修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付回数及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、基金実施要綱の別紙 1 の第 9 に掲げる事項に該当する者（別紙 1 の第 10 により読み替えの適用となる者を含む。）とする。
- 2 貸付回数は、同一の貸付対象者に対して一回限りとする。
- 3 貸付額は、基金実施要綱の別紙 1 の第 3 の 3 により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とする。

第 7 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第 1 の 3 の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 2 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得後、県内で返還免除対象業務に従事しようとする者であって、貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設の正規の修学期間とする。
- 3 貸付額は 200,000 円以内で貸付対象者の希望する額とする。

第8 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1の4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は次の(1)から(6)の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県内に住民登録する者又は県内に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労が決定(内定を含む。)した者であって、介護職員等としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者
 - (2) 離職後の期間が1年以上15年以内の者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設における実務者研修修了者
 - ウ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者
 - エ 改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程修了者
 - (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予めかながわ福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った者
 - (5) 県社協会長が定める「再就職準備金利用計画書」を提出した者
 - (6) 県社協会長が定める期間内に、県内の事業所又は施設に介護職員等として就労が決定(内定を含む。)し、就労後引き続き2年以上介護等の業務に従事しようとする意思を有する者
- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が再就職準備金利用計画に記載した額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、同一の貸付対象者に対して一回限りとする。

第9 障害福祉分野就職支援金貸付事業

第1の5の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は次の(1)から(5)の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県内の事業所及び施設に障害福祉職員として就労が決定(内定を含む。)した者
 - (2) 前職から貸付申請該当業務就労以前1年間に介護職員等又は障害福祉職員として就労していない者
 - (3) 原則として、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了(見込みを含む。)した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示538号)第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従業者基礎研

修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎、総合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了（見込みを含む。）した者。

なお、第8に掲げる離職した介護人材の再就職準備金又は基金実施要綱の別紙2で規定される介護分野就職支援金の貸付けを受けたことがある者を除く。

- (4) かながわ福祉人材センターに有資格者の届出又は求職者登録（以下「届出・登録」という。）を行った者
 - (5) 県社協会長が定める期間内に、県内の事業所又は施設に障害福祉職員として就労し、就労後引き続き2年以上障害福祉等の業務に従事しようとする意思を有する者
- 2 貸付額は、200,000円と障害福祉分野就職支援金利用計画に記載された額のいずれか少ない額とする。
 - 3 貸付回数は、同一の貸付対象者に対して一回限りとする。

第10 社会福祉士修学資金貸付事業

第1の6の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に住民登録をしている社会福祉士養成施設の学生であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - イ 県内の社会福祉士養成施設の学生であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - ウ 社会福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録していたものであり、かつ、社会福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者
 - エ アからウに限らず、社会福祉士養成施設を卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者
 - (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの
 - ア 学業成績等が優秀と認められる者
 - イ 卒業後、中核的な相談職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者
- ただし、3の（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると県社協会長が認める世帯の世帯員である者に限る。

- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額 50,000 円以内の貸付対象者が希望する額とする。
ただし、次の（１）から（３）に定める額を、加算することができる。
 - （１）入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - （２）就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - （３）生活費加算 別表のとおりとする。（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

第 1 1 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
なお、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付方法は、貸付対象者に実際に貸付けるのではなく、契約変更等を行い、第 1 9 で規定する会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協の会計処理で完結することとする。
- 2 貸付金の交付方法については、第 5 から第 1 0 の事業ごとに別に定める。
- 3 利子は、無利子とする。

第 1 2 保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。（以下「連帯保証人」という。）

第 1 3 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、本事業において、貸付契約の相手方が貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるときは、その契約を解除する。
- 2 県社協会長は、本事業において、貸付契約の相手方が貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。
- 3 県社協会長は、介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金において、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止する。

第 1 4 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次の 1 又は 2 のいずれかに該当するに至ったときは、

貸付額に係る返還の債務を免除する。

1 各貸付事業について次に該当するに至ったとき

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。以下社会福祉士修学資金貸付事業においても同じ。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

福祉系高校を卒業した年度の介護福祉士国家試験の合格発表の日（卒業の翌年度以降の試験受験のため返還猶予を受けている場合は当該猶予期間が終了した日）より1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（基金実施要綱の別紙1の第7に掲げる範囲）を除いた業務に従事し、3年の間、返還免除対象業務に従事したとき。

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

実務者研修施設を卒業後、介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事したいずれかの遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、貸付申請年度の翌々年度の介護福祉士国家試験までに合格した場合に限る。

(4) 再就職準備金貸付事業

介護職員等として事業所又は施設に就労した日から、県内において2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき

(5) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

第4の3の障害福祉職員として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

(6) 社会福祉士修学資金貸付金

社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、返還免除対象期間の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

2 返還免除対象業務等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務等に継続して従事することができなくなったとき。

第15 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者及び連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を、当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

ただし、当該免除を行う場合は、県の承認を得ることとする。

- 3 介護福祉士修学資金貸付事業、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業の貸付けを受けた者が、県内において修学資金による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じ）以上、返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

ただし、貸付を受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者については適用しない。

第16 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（第17による返還猶予の承認を受ける場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間内に、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約を解除したとき。
- (2) 介護福祉士養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士の登録をせず、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 実務者研修施設を卒業し、介護福祉士国家試験の合格発表の日より1年以内に介護福祉士の登録をせず、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4) 社会福祉士養成施設を卒業後より1年以内に社会福祉士の登録をせず、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (5) 福祉系高校を卒業した日の直近の介護福祉士国家試験の合格発表の日（卒業年度以降の介護福祉士国家試験受験のため返還猶予承認を受けている場合は当該猶予期間終了後）より1年以内に介護福祉士の登録をせず、返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (6) 県内において返還免除対象業務等に従事する意思が無くなったとき。

- (7) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 虚偽その他不正な方法により、貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったとき。ただし、この場合は県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

第17 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予する。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等（介護福祉士養成施設卒業生においては社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業生においては介護福祉士養成施設）において修学しているとき。
- (3) 貸付決定時に在学していた福祉系高校を卒業後、引き続き、学校教育法に定める大学若しくは専修学校、介護福祉士養成施設又は実務者研修施設に在学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金について、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事するために就職活動しているとき
- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金、福祉系高校修学資金返還充当資金および社会福祉士修学資金について、養成施設（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業については、福祉系高校）卒業後、国家試験（介護福祉士実務者研修受講資金については介護福祉士国家試験、社会福祉士修学資金については社会福祉士国家試験）の合格発表までの期間
- (3) 県内において返還免除対象業務等に従事しているとき
- (4) 災害、疾病、負傷、出産、育児、介護により休暇、休業又は退職となったとき（返還免除対象業務等に復職又は再就業する意思がある場合に限る。）
- (5) その他やむを得ない事由があるとき

第18 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利

子を徴収するものとする。

ただし、介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業については令和2年4月入学生より、実務者研修受講資金貸付事業・離職した介護人材の再就職準備金貸付事業については令和2年4月1日以降貸付決定者より適用する。それ以前に貸付けを受けた者については従前の年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、当該延滞利子が1,000円未満となる場合は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認め、当該延滞利子を債権として調定しないものとする。

第19 会計経理

- 1 本事業の実施に当たっては、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。）に基づき、サービス区分において明確に区分を設け経理する。

特に、基金実施要綱に基づく福祉系高校修学資金貸付事業と本要綱に基づく返還充当資金貸付事業については、一体的に実施するものであるがサービス区分は同一にせず、サービス区分を分ける。

また、返還充当資金の会計処理については、第11の1に規定するとおり、福祉系高校修学資金として貸付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目の付け替えによる処理を行う。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金の十分の九（国庫補助分）については、本事業の会計区分に繰り入れることとする。

また、当該年度の前年度に発生した運用益及び返還金の十分の一（県単独補助分）については、当該年度の県単独補助金の交付申請において、当該年度の補助所要額から当該金額を控除し申請することとする。

第20 報告

- 1 県社協会長は県の要綱に基づき、四半期ごとの事業運営実績、ならびに毎年度10月に、前年度10月から3月までの貸付実績と、当該年度4月から9月までの貸付実績を、県知事に報告するものとする。
- 2 県社協会長は、毎年度終了後、各貸付事業に係る事業実施状況（スケジュール、貸付決定者の内訳、貸付件数、貸付額、返還・免除の決定状況、返還猶予中人数、返還額、返還中の人数、返還未済額、事務費等の実績を含む。）及び貸付原資等の残額を記載した事業実績報告書を作成し、県知事に報告するものとする。

3 県社協会長は、毎会計年度終了後すみやかに決算を終了し、県知事に報告する。

第21 その他必要となる事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施に当たり必要となる事項については、県社協会長が別に定めることとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月30日より施行する。

但し、介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業については、平成28年4月入学生より適用する。

(介護福祉士の資格取得に関する特例に係る取扱い)

2 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付けを受けた者のうち、介護福祉士資格取得に係る特例措置を受けるものであって、特例措置期間終了時に介護福祉士の資格を有しなくなった者は、返還対象とする。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月14日より施行し、平成29年3月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

【別表】生活費加算の額について

1 級地— 1 : 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、三浦郡葉山町

1 級地— 2 : 横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、
座間市

2 級地— 1 : 伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町・二宮町、
足柄上郡大井町・松田町・開成町、足柄下郡箱根町・真鶴町・湯河原町

3 級地— 1 : 足柄上郡中井町・山北町、愛甲郡愛川町、清川村

	1 級地— 1	1 級地— 2	2 級地— 1	3 級地— 1
19 歳以下	43,000	41,000	39,000	35,000
20 歳~40 歳	41,000	39,000	37,000	34,000
41 歳~59 歳	39,000	37,000	35,000	32,000